

1 概要について

資料1-1

放課後児童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。（児童福祉法第6条の3第2項）

児童数は減少傾向にありますが、女性の就業率の上昇等により、児童クラブの利用ニーズは高い状況で推移しています。

2 課題について

資料1-2

(1) 持続可能な事業運営に向けて

待機児童の解消に向け事業を拡大していますが、今後も増加する業務量に対し、抜本的な運営の見直しが必要です。

(2) ハードからソフトへ

今までは「量的拡充（※）」に重きを置いてきましたが、今後は多様化する利用ニーズに応え、「質的拡充」へシフトすることで市民サービスの向上に繋がります。

※量的拡充とは … エリアの拡充（市内全域への児童クラブの開設）
児童クラブの増設（待機児童の解消）

(3) おやつを提供

児童クラブで「おやつ」を提供するかどうかは保護者会で決めてきましたが、補食として適切な内容や量、提供時間などを検討し、市の業務に切り替える必要があります。

3 今後の運営について

(1) 民間活力の導入

今後も拡大する事業規模に対し、「市民サービスの向上」と「効率的な事業運営」を図ることができる「指定管理者制度」の導入について検討します。

(2) 基本方針の決定

子ども・子育て会議において基本方針を決定します。

(3) スケジュール

2022年8月	2022年10月	2022年11月
第2回 子ども・子育て会議	第3回 子ども・子育て会議	第4回 子ども・子育て会議